

# 山梨県公報

第千八百二十七号

平成二十年

二月四日

月 曜 日

## 目次

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四七  
富士北麓都市計画の変更案の縦覧……………四七

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十年一月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人ハートオブ地域塾
  - 2 代表者の氏名 前田太二
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市与縄百番地
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、文化・芸術・スポーツの振興およびまちづくりの推進を図る事業を行うことにより、住み心地のよい人に優しい地域文化を創造し公益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年一月十九日から同年三月十八日まで

● 富士北麓都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、

次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。  
平成二十年二月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類  
富士北麓都市計画下水道  
(富士北麓流域下水道)
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課  
大月市大月町花咲千六百八番三号 富士・東部建設事務所都市計画・建築指導課  
富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市下水道課
- 四 縦覧期間  
平成二十年二月四日から同月十八日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番